附則第八条の四中「第四条の二」を「第四条の三」に改める。

附則第二十四条第一項第二号中「次項まで」を「この号及び次項第二号」に改め、同条第五項の表第一号中「令和三年度」を「令和八年度」に、「次項まで」を「この項及び次項」に改め、同表第三号中「令和三年度」を「令和八年度」に、「令和３年度」を「令和８年度」に改め、同表第六項中「次項まで」を「この項及び次項」に、「令和３年度」を「令和８年度」に改め、同条第九項の表中

被災共用土地の面積	特定仮換地等
被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分	特定仮換地等用土地に係る

を

被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分に対応する従前の土地である被災共有持分	

に改め、同条第十二項第一号イ中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この項において同じ。）」を削り、「同法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に改める。

附則第二十九条（見出しを含む。）中「附則第六十一条第二項」を「附則第六十三条第二項」に改め、同条第一号中「附則第六十一条第一項各号」を「附則第六十三条第一項各号」に改め、同条第二号中「附則第六十一条第一項」を「附則第六十三条第一項」に改める。

附則第三十条第二項第二号中「生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）」を「中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十四項」に改め、同条第四項第一号中「附則第六十二条」を「附則第六十四条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改め、同項第二号中「附則第六十二条」を「附則第六十四条」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「附則第三十九条第一項第二号」を「附則第三十九条第一項第六号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3　政令附則第三十九条第一項第二号に規定する機械及び装置で総務省令で定めるものは、同号に規定する機械及び装置（以下この項において「機械及び装置」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる機械及び装置が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一　商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二　当該機械及び装置の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する機械及び装置を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該機械及び装置が新たに取得された日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

三　当該機械及び装置について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該機械及び装置の製造業者が製造した当該機械及び装置と同一の種別に属する機械及び装置の型式区分に限る。）に属する機械及び装置と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

4　政令附則第三十九条第一項第三号に規定する工具で総務省令で定めるものは、同号に規定する工具（以下この項において「工具」という。）のうち、測定工具又は検査工具であつて、次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる工具が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一　商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二　当該工具の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する工具を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該工具が新たに取得された日の五年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

三　当該工具について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該工具の製造業者が製造した当該工具と同一の種別に属する工具の型式区分に限る。）に属する工具と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

5　政令附則第三十九条第一項第四号に規定する器具及び備品で総務省令で定めるものは、同号に規定する器具及び備品（以下この項において「器具及び備品」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる器具及び備品が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一　商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二　当該器具及び備品の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する器具及び備品について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該器具及び備品の製造業者が製造した当該器具及び備品と同一の種別に属する器具及び備品の型式区分に限る。）に属する器具及び備品と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

三　当該器具及び備品について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該器具及び備品の製造業者が製造した当該器具及び備品と同一の種別に属する器具及び備品の型式区分に限る。）に属する器具及び備品と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

6　政令附則第三十九条第一項第五号に規定する建物附属設備で総務省令で定めるものは、同号に規定する建物附属設備（以下この項において「建物附属設備」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる建物附属設備が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一　商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二　当該建物附属設備の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する建物附属設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該建物附属設備が新たに取得された日の十四年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

三　当該建物附属設備について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該建物附属設備の製造業者が製造した当該建物附属設備と同一の種別に属する建物附属設備の型式区分に限る。）に属する建物附属設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

附則第三十一条第三号中「附則第六十一条第二項」を「附則第六十三条第二項」に改める。

第一号様式の表中「代表者氏名印」を「代表者氏名」に改める。

第五号の四様式表面中

印

を

に改め、同様式裏面中「ケに」を「コに」に、「コに」を「サに」に、「サに」を「シに」に改める。